

熊本市マンション管理士派遣事業要綱

制定 平成21年 5月14日 市長決裁
改正 平成22年 4月 1日建築計画課長決裁
平成22年10月 1日建築計画課長決裁
平成27年10月14日建築計画課長決裁
令和 4年 3月23日住宅政策課長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、熊本市内のマンション管理組合からの相談等に対応するため、マンション管理士を派遣することにより、マンション管理に必要な知識・情報等を提供して管理組合の自立的運営や適切な管理を支援するとともに、マンションの良好な居住環境の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）に定めるところによる。

(派遣団体)

第3条 市長は、マンション管理士派遣について熊本市内のマンション管理士の団体に依頼するものとし、当該団体と別に定める協定を締結することとする。

(派遣の内容)

第4条 1 派遣につき、前条により協定を締結した熊本市内のマンション管理士の団体（以下「派遣団体」という。）に属するマンション管理士を2人派遣するものとする。

2 前項により派遣されるマンション管理士（以下「派遣管理士」という。）は、次に掲げる事項の相談又は講座を行うものとする。

- (1) 管理組合の運営及び管理規約等に関すること。
- (2) 管理費及び修繕積立金等に関すること。
- (3) 管理委託契約等に関すること。
- (4) 長期修繕計画の作成及び見直しに関すること。
- (5) 大規模修繕工事に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、マンションの維持管理に関すること。

3 派遣管理士は、当該業務において次に掲げる事項は行わないものとする。

- (1) 測定器等を使用した建物の精密測定及び詳細調査並びに建物診断
- (2) 設計及び工事並びに維持管理業務の受注及び発注並びに業者の選定及び紹介
- (3) 居住者間及び居住者と近隣住民との間の紛争解決及び権利調整
- (4) 営業活動又は勧誘
- (5) 前各号に掲げるもののほか、前項の相談又は講座の実施の趣旨に合致しない事項

(派遣の回数及び時間)

第5条 マンション管理士の派遣回数は、原則として1管理組合当たり1年度2回までとし、派遣時間は、1回2時間とする。

(派遣の対象)

第6条 マンション管理士を派遣する対象とする建物は、熊本市内に存するマンションとする。

(費用の負担)

第7条 マンション管理士の派遣に要する費用は、市が負担するものとする。ただし、会場費等マンション管理士に対する謝礼以外の費用を要するときは、管理組合が負担するものとする。

(派遣の申請)

第8条 マンション管理士の派遣を受けようとする管理組合の管理者等（以下「申請者」という。）は、管理組合の集会又は理事会の決議に基づき、申請することができる。

2 前項の規定による申請が困難な場合は、区分所有者のおおむね5分の1以上又は議決権のおおむね5分の1以上を有するもの（以下、「共同申請者」という。）が共同でマンション管理士の派遣を申請することができる。

3 前2項の規定による申請の場合は、マンション管理士派遣申請書（様式第1号）を派遣希望日の20日前までに市長に提出しなければならない。

(派遣の決定)

第9条 市長は、前条の申請があったときは、内容の審査により派遣の適否を決定し、派遣が適当と判断したときは、派遣団体に対し派遣マンション管理士選定依頼書（様式第2号）により、派遣管理士の選定を依頼するものとする。

2 派遣団体は、前項の依頼があったときは、所属するマンション管理士の中から派遣内容に適した者を選定し、派遣マンション管理士選定通知書（様式第3号）により市長に通知するものとする。

3 市長は、第1項の決定及び前項の通知の内容（派遣しない場合は、その理由）について、マンション管理士派遣決定通知書（様式第4号）により申請者または、共同申請者に通知するものとする。

(事前報告)

第10条 派遣管理士は、申請者または、共同申請者と日時を調整し、及び派遣の内容を確認し、派遣団体に報告するものとする。

2 派遣団体は、派遣に当たり事前に前項の派遣の日時、管理組合名、派遣場所及び派遣管理士の氏名をマンション管理士派遣事前報告書（様式第5号）により市長に報告するものとする。

(実績報告)

第11条 派遣管理士は、マンション管理士派遣実績報告書（様式第6号）により、派遣終了後14日以内に派遣の実績を市長に報告しなければならない。

(謝礼)

第12条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合においては、その内容を審査し、適当と認めたときは、派遣管理士に対し、謝礼として1回につき1人当たり7,500円を支払うものとする。

(秘密の厳守)

第13条 派遣団体及び派遣管理士は、当該業務に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、制定の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２２年１０月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２７年１０月１４日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

(表)

様式第1号(第8条関係)

年 月 日

熊本市長

(宛)

申請者または、共同申請者

住所

補助事業者名

代表者

連絡先

印

マンション管理士派遣申請書

マンション管理士の派遣を受けたいので、熊本市マンション管理士派遣事業要綱第8条の規定に基づき、次のとおり申請します。

管理組合内 での同意	☐ 同意を得ている(要綱第8条第1項に基づく申請) ☐ 同意を得ていない(要綱第8条第2項に基づく共同申請)		
マンションの名称			
派遣希望日時	第1希望: 年 月 日 () (午前・午後) 時 分 第2希望: 年 月 日 () (午前・午後) 時 分		
派遣場所	熊本市		
参加予定人数	名 (派遣管理士は除く)		
担当者	氏名 連絡先		
派遣希望内容	コース	☐ (1)相談コース ☐ (2)講座コース	
	種別	☐ (1)管理組合運営・管理規約等 ☐ (2)管理費・修繕積立金等 ☐ (3)管理委託契約等 ☐ (4)長期修繕計画の作成・見直し ☐ (5)大規模修繕工事 ☐ (6)その他 ()	
	内容 (別紙添付可)		

※共同申請の場合は、裏面もご記入ください。

(裏)

共同申請による理由等

共同申請による理由	☐ (1) 管理組合が未成立で理事長がいない。 ☐ (2) 総会や理事会で否決された。 ☐ (3) 理事長に派遣申請の提案等があったから概ね2ヶ月以内に理事長が申請しない。 ☐ (4) その他 ()		
全住戸数		共同申請者戸数	

代表者以外の共同申請者

番号	住戸 番号	氏名	印	番号	住戸 番号	氏名	印
1				16			
2				17			
3				18			
4				19			
5				20			
6				21			
7				22			
8				23			
9				24			
10				25			
11				26			
12				27			
13				28			
14				29			
15				30			

※1 代表者を除く、共同申請者の全員についてご記入ください。

※2 氏名を自書される場合は、押印は不要です。

第 年 月 日 号

派遣団体
住 所
名 称
代表者 様

熊本市長 印

派遣マンション管理士選定依頼書

年 月 日付けで申請者よりマンション管理士の派遣の申請があったので、熊本市マンション管理士派遣事業要綱第9条第1項の規定により、次のとおり依頼します。

マンションの名称							
派遣希望日時		第1希望：	年	月	日（ ）（午前・午後）	時	分
		第2希望：	年	月	日（ ）（午前・午後）	時	分
派遣場所		熊本市					
参加予定人数		名（派遣管理士は除く）					
申請者または、 共同申請者							
担当者		氏名 連絡先					
派遣希望内容	コース	☐ (1)相談コース ☐ (2)講座コース					
	種別	☐ (1)管理組合運営・管理規約等 ☐ (2)管理費・修繕積立金等 ☐ (3)管理委託契約等 ☐ (4)長期修繕計画の作成・見直し ☐ (5)大規模修繕工事 ☐ (6)その他（ ）					
	内容 (別紙添付可)						

年 月 日

熊本市長 (宛)

派遣団体

住 所

名 称

代表者

印

派遣マンション管理士選定通知書

年 月 日付け 第 号で選定依頼のあった熊本市マンション管理士派遣事業について、熊本市マンション管理士派遣事業要綱第9条第2項の規定により、次のとおり選定したので通知します。

マンションの名称	
派遣予定日時	年 月 日 () (午前・午後) 時 分
派遣場所	熊本市
申請者または、 共同申請者	
選定派遣管理士	登録番号 住所 氏名 連絡先
	登録番号 住所 氏名 連絡先

第 年 月 日 号

申請者または、共同申請者
住所
管理組合名称
代表者 様

熊本市長 印

マンション管理士派遣決定通知書

年 月 日付けで申請のあった熊本市マンション管理士派遣事業については、次のとおり決定したので、熊本市マンション管理士派遣事業要綱第9条第3項の規定により通知します。

マンションの名称	
決 定 区 分	☐ 派遣する ☐ 派遣しない (理由)
派遣予定日時	年 月 日 () (午前・午後) 時 分
派 遣 場 所	熊本市
選定派遣管理士	登録番号 氏名 連絡先
	登録番号 氏名 連絡先

※ 派遣管理士から連絡がありますので、派遣の日時を調整し、必要に応じて打合せするなど派遣内容を確認してください。

熊本市長 (宛)

派遣団体

住 所
名 称
代表者

印

マンション管理士派遣事前報告書

年 月 日付け 第 号で選定依頼のあった熊本市マンション管理士派遣事業については、熊本市マンション管理士派遣事業要綱第10条第2項の規定により、次のとおり報告します。

マンションの名称			
派遣日時		年 月 日 () (午前・午後) 時 分	
派遣場所		熊本市	
派遣管理士		住所 氏名 連絡先	
		住所 氏名 連絡先	
派遣内容	コース	☐ (1) 相談コース ☐ (2) 講座コース	
	種別	☐ (1) 管理組合運営・管理規約等 ☐ (2) 管理費・修繕積立金等 ☐ (3) 管理委託契約等 ☐ (4) 長期修繕計画の作成・見直し ☐ (5) 大規模修繕工事 ☐ (6) その他 ()	
	内容		

年 月 日

熊本市長 (宛)

派遣管理士
住所
氏名 印
住所
氏名 印

マンション管理士派遣実績報告書

年 月 日付け 第 号で選定依頼のあった熊本市マンション管理士派遣事業については、熊本市マンション管理士派遣事業第11条の規定により、次のとおり報告します。

マンションの名称	
実施日時	年 月 日 () (午前・午後) 時 分 ~ (午前・午後) 時 分
実施場所	熊本市
参加人員	名 (派遣管理士は除く)
実施コース	☐ (1)相談コース ☐ (2)講座コース
実施内容 (助言内容等)	
意見・感想等	